

○亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則

平成22年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）第20条第3項の規定に基づき、亀山市まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等から選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、委員を解職することができる。

(平26規則16・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議は、公開する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(平30規則7・令4規則20・一部改正)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月13日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第7号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。